

福岡県公報

令和元年6月7日
第 10 号

目次

告 示 (第72号 - 第74号)

○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○二級建築士の免許の取消し	(建築指導課) …………… 2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課) …………… 3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課) …………… 8
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課) …………… 11
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定	(建築指導課) …………… 11
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定の取消し	(建築指導課) …………… 11
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 11
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 12
○落札者等の公示	(税 務 課) …………… 12

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) …………… 12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 13
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 14
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 14
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) …………… 14
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) …………… 14
○令和元年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災指導課) …………… 15
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 17

監査委員

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課) …………… 17
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 17

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 19
-------------	------------------------

告 示

福岡県告示第72号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区今宿駅前一丁目1120の156、1120の164
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	福岡 日田線	前	筑紫野市二日市南三丁目1275番6先から 筑紫野市石崎二丁目210番1先まで	13.5 ～ 15.4	61.8
			後	筑紫野市二日市南三丁目1275番6先から 筑紫野市石崎二丁目210番1先まで	15.6 ～ 15.8	

福岡県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡 日田線	筑紫野市二日市南三丁目1275番6先から 筑紫野市石崎二丁目210番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋1059番1
- 開発許可を受けた者の所在地名称、及び代表者氏名
福岡市早良区百道浜一丁目2番6-2003号
鈴木 徹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字松原77番10及び77番30
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区野芥四丁目14番1号
株式会社ムラシタ建装
代表取締役 村下 吉忠

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和元年5月21日	松尾 利明	7684	死亡

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営嘉麻地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和元年6月7日から 令和元年7月5日まで	嘉麻市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大刀洗北部土地改良区	令和元年5月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
八女市土地改良区	令和元年5月27日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
船迫土地改良区	令和元年5月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷三丁目1142番1、1142番3、1142番12及び1142番13
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区二番町4番地5
株式会社セブン・フィナンシャルサービス
代表取締役社長 水落 辰也

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
30飯整第291号	平成30年4月18日	平成31年4月30日まで	①： 起点：直方市新町二丁目458-1地先 終点：直方市新町二丁目1444-5地先 ②： 起点：直方市新町一丁目445-5地先 終点：直方市新町一丁目1460-3地先	①：182 ②：176	①：5～7 ②：5～6
30福整第380号-1	平成30年4月25日	平成30年6月15日まで	起点：古賀市花見東七丁目1925-29の一部 終点：古賀市花見東七丁目1925-29の一部	18.47	5.0
30福整第380号-2	平成30年4月25日	平成30年7月9日まで	起点：古賀市小竹字ハンダ278-1の一部 終点：古賀市小竹字ハンダ278-1の一部	25.00	6.0
30北整第15号の1	平成30年5月1日	平成30年5月18日まで又は開発完了公告日まで	起点：宗像市河東字福崎1360-17地先 終点：宗像市河東字福崎1360-1地先	98.960	5.100～5.164
30那整第872号	平成30年5月7日	令和2年3月31日まで	起点：筑紫郡那珂川町西隈二丁目10番10地先 終点：筑紫郡那珂川町西隈二丁目10番9地先	29.8	22.0
30福整第3302号	平成30年5月15日	平成31年3月31日まで	起点：糟屋郡宇美町大字井野324番4の一部、里道の一部 終点：糟屋郡宇美町大字井野327番1の一部、327番4の一部、里道の一部	75.0	4.0
30那整第872号-2	平成30年5月16日	令和2年3月31日まで	起点：大野城市瓦田四丁目606番の地先 終点：大野城市瓦田四丁目607番の地先	57.74	6.008～8.780

30福整第380号-3	平成30年5月17日	令和2年3月31日まで	起点：糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3579番1地先水路 終点：糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3579番1地先道路	72.68	4.4
30北整第15号の2	平成30年5月30日	令和2年3月31日まで	起点：行橋市大字徳永670-8 終点：京都郡荏田町鋤崎105-2	220	10～10.5
30福整第380号-4	平成30年6月19日	令和2年5月31日まで	起点：糟屋郡篠栗町大字尾仲1134-12 終点：糟屋郡篠栗町大字尾仲1134-8	27.00	12.0
30那整第872号-3	平成30年7月4日	令和2年4月30日まで	起点：筑紫野市紫一丁目575番1地先 終点：筑紫野市紫一丁目575番1地先	134.49	6.00
30久整第1873号	平成30年7月4日	令和2年3月25日まで	起点：三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先 終点：柳川市蒲生1041番2先	541.50	13.00～17.40
30久整第1873号-2	平成30年7月4日	令和2年3月25日まで	起点：柳川市蒲生1046番1先 終点：柳川市金納25番1先	363.70	13.00～20.50
30久整第1873号-3	平成30年7月4日	令和2年3月31日まで	起点：みやま市瀬高町濱田字権明309-6 終点：みやま市瀬高町太神字草葉1353-5	920	11.86～20.30
30那整第872号-4	平成30年7月5日	平成30年9月30日まで	起点：春日市昇町六丁目122番1地先 終点：春日市昇町六丁目122番2地先	52.52	8.02～8.18
30久整第1873号-4	平成30年7月10日	令和2年5月31日まで	起点：うきは市吉井町鷹取213番2 終点：うきは市吉井町鷹取96番3	377	11.90～19.50

30久整第1873号-5	平成30年8月1日	令和2年8月1日まで	①： 起点：大川市大字九網字中野173-2 終点：大川市大字九網字中野179-18地先 ②： 起点：大川市大字九網字中野155-3 終点：大川市大字九網字中野154-3 ③： 起点：大川市大字九網字中野156-4 終点：大川市大字九網字中野153-2	①：131.0 ②：36.3 ③：21.1	①：4.0～6.0 ②：4.0～6.5 ③：6.0
30飯整第291号-2	平成30年8月6日	令和2年6月30日まで	起点：直方市大字植木1180番1先 終点：直方市大字植木3287番80先	431	12.1～15.4
30飯整第291号-3	平成30年8月10日	令和2年6月30日まで	起点：直方市大字下新入1575番7先 終点：直方市大字下新入2503番先	440	15.4～35.0
30那整第872号-5	平成30年8月22日	平成30年10月31日まで	起点：春日市下白水北三丁目5番1 終点：春日市下白水北三丁目5番1	20.27	6.25
30福整第380号-5	平成30年9月18日	平成31年3月31日まで	起点：糟屋郡粕屋町大字内橋字筒井788番1一部 終点：糟屋郡粕屋町大字内橋字筒井788番1一部	34.28	9.0
30福整第380号-6	平成30年9月4日	平成31年3月31日まで	起点：糟屋郡新宮町新宮東一丁目1191番8地先 終点：糟屋郡新宮町新宮東一丁目1188番地先	31.58	4.0～4.042
30那整第771号-4	平成30年9月4日	令和元年9月30日まで	起点：朝倉市江川1444番1 終点：朝倉市江川2932番5	3790	7.0
30福整第380号-7	平成30年9月27日	令和2年10月1日まで	起点：糸島市二丈田中122番27地先 終点：糸島市二丈神在860番5地先	420.0	9.8～18.2

30福整第380号-8	平成30年10月15日	令和2年9月末日まで (上記以前に供用開始される場合は、供用開始年月日まで)	起点：糸島市多久798-6 終点：糸島市多久794	65.0	12.23
30那整第872号-6	平成30年10月31日	令和2年3月31日まで	起点：那珂川市仲二丁目389-3番地先 終点：那珂川市仲二丁目270-1番地先	360	12.00～14.75
30那整第872号-7	平成30年11月14日	令和2年10月31日まで	①： 起点：筑紫野市大字筑紫49-6 終点：筑紫野市大字筑紫47-12 ②： 起点：筑紫野市大字筑紫53-4 終点：筑紫野市大字筑紫57-2 ③： 起点：筑紫野市大字筑紫47-13 終点：筑紫野市大字筑紫60-15 ④： 起点：筑紫野市大字筑紫48-1 終点：筑紫野市大字筑紫57-2 ⑤： 起点：筑紫野市大字下見565-6 終点：筑紫野市大字下見565-5 ⑥： 起点：筑紫野市大字下見571-3地先 終点：筑紫野市大字下見	①：143.5 ②：73.8 ③：88.2 ④：200.7 ⑤：175.1 ⑥：12.1 ⑦：33.8 ⑧：105.2	①：12.3～13.7 ②：11.0 ③：6.0 ④：6.0～7.0 ⑤：6.0 ⑥：4.1 ⑦：4.0 ⑧：4.0～4.8

			572 - 1 ⑦： 起点：筑紫野市大字下見 565 - 5 終点：筑紫野市大字下見 564 - 1 ⑧： 起点：筑紫野市大字筑紫 52 - 4 地先 終点：筑紫野市大字筑紫 44 - 7						
30北整第15号 の3	平成30年 11月16日	令和3年 3月31日 まで	起点：中間市中鶴三丁目 7628 - 203の地先 終点：中間市浄花町 7674の地先	171	4.59 ~ 9.5				
30北整第15号 の4	平成30年 11月20日	令和2年 11月30 日まで	起点：中間市岩瀬三丁目 605番2 終点：中間市岩瀬三丁目 605番2	118.0	11.5 ~ 14.8				
30福整第380号 - 9	平成30年 11月30日	令和2年 3月31日 まで	起点：古賀市青柳489番 1地先 終点：古賀市青柳493番 1地先	160.0	25.0				
30久整第1873 号- 6	平成30年 12月5日	令和2年 11月30 日まで	起点：柳川市金納542番 3先 終点：柳川市矢加部670 番1先	1,210	13.0 ~ 16.0				
30福整第380号 - 10	平成30年 12月13日	平成31年 3月31日 まで	起点：糸島市浦志二丁目 468 - 1 終点：糸島市浦志二丁目 468 - 1	165.0	5.75 ~ 6.195				
30福整第380号 - 11	平成30年 12月14日	平成31年 3月31日 まで	起点：糸島市加布里字東 岡浜196 - 1番地先 終点：糸島市加布里字東 岡浜196 - 1番地先	16.43	6.0				
30久整第1873 号- 7	平成30年 12月28日	令和2年 3月31日 まで	起点：みやま市山川町尾 野1912 - 1 終点：みやま市山川町尾 野1170 - 2	560	13.0 ~ 22.75				
30飯整第219号 - 4	平成31年 1月7日	令和2年 12月1日 まで	①： 起点：糸田町3720 - 16 番地先	①：67.06 ②：56.21 ③：58.23	①：9.54 ~ 16.63 ②：9.69 ~				
			終点：糸田町3688 - 6 番地先 ②： 起点：糸田町3712 - 2 番地先 終点：糸田町3715番地 先 ③： 起点：糸田町3700 - 6 番地先 終点：糸田町3700 - 6 番地先 ④： 起点：糸田町3688 - 6 番地先 終点：糸田町3688 - 1 番地先			④：32.15	15.38 ③：8.50 ~ 13.11 ④：6.33 ~ 10.56		
30飯整第219号 - 5	平成31年 1月7日	令和2年 12月1日 まで	①： 起点：糸田町1894 - 1 番地先 終点：糸田町3720 - 16 番地先 ②： 起点：糸田町1911 - 31 番地先 終点：糸田町3688 - 6 番地先			①：63.78 ②：62.26	①：9.47 ~ 15.70 ②：6.00 ~ 13.11		
30久整第1873 号- 8	平成31年 1月11日	令和2年 12月31 日まで	起点：みやま市瀬高町本 郷2283番1 終点：みやま市瀬高町本 郷2244番1			150	10.25		
30北整第15号 の5	平成31年 1月15日	平成31年 3月31日 まで	起点：福津市渡字清水 1598番10の地先 終点：福津市渡字清水 1598番1の地先			45.20	4.00		
30飯整第291号 - 7	平成31年 1月17日	令和3年 1月31日 まで	起点：宮若市金丸字西ノ 浦317 - 13 終点：宮若市金丸字西ノ 浦317 - 12			116.022	4.915 ~ 7.088		
30那整第771号 - 5	平成31年 1月21日	令和2年 12月31 日まで	起点：朝倉郡筑前町久光 1202番1 終点：朝倉郡筑前町栗田 905番10			412.2	11.5 ~ 22.2		

30久整第1873号-11	平成31年 1月22日	令和3年 1月15日 まで	起点：三井郡大刀洗町大字高樋2475番2 終点：小郡市吹上1020番1	1082.7	13.5～54.5
30久整第1873号-10	平成31年 1月24日	平成31年 3月15日 まで	起点：小郡市三沢字権道15・16-1合併2の一部 終点：小郡市三沢字権道15・16-1合併2の一部	6.04	5.11～5.15
30久整第1873号-9	平成31年 2月1日	令和3年 1月31日 まで	①： 起点：三潞郡大木町大字福土194番 終点：三潞郡大木町大字大角1743番1 ②： 起点：三潞郡大木町大字大角1727番1 終点：三潞郡大木町大字大角1711番3	①：410 ②：230	①：9.2～ 42.8 ②：7.1～ 32.6
30久整第1873号-12	平成31年 2月6日	令和3年 1月31日 まで	起点：大川市大字大野島2983番1先 終点：大川市大字大野島2999番2先	139.0	6.0～8.8
30久整第1873号-13	平成31年 2月13日	令和元年 8月31日 まで	起点：三井郡大刀洗町大字鶴木字立島1321番1 終点：三井郡大刀洗町大字鶴木字立島1312番1	118	7.5
30那整第872号-8	平成31年 2月22日	令和元年 10月1日 まで	①： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1165-7地先 終点：筑紫野市二日市南四丁目1146-2地先 ②： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1161-1地先 終点：筑紫野市二日市南四丁目1153地先 ③： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1155-1地先 終点：筑紫野市二日市南	①：181.7 ②：68.0 ③：74.1 ④：67.5 ⑤：70.3 ⑥：29.7	①：6 ②：6 ③：6 ④：6 ⑤：5 ⑥：4

			四丁目1151-1地先 ④： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1150-1地先 終点：筑紫野市二日市南四丁目1151-1地先 ⑤： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1151-5地先 終点：筑紫野市二日市南四丁目1249-1地先 ⑥： 起点：筑紫野市二日市南四丁目1153地先 終点：筑紫野市二日市南四丁目1153地先		
30福整第380号-12	平成31年 2月26日	令和元年 11月30日 まで	起点：糟屋郡宇美町大字井野字梅木原314-3の一部 終点：糟屋郡宇美町大字井野字ハスハ280-7の一部	14.02	6.50
30那整第771号-6	平成31年 2月27日	令和3年 2月27日 まで	①： 起点：朝倉市三奈木2702-2 終点：朝倉市中島田183-12 ②： 起点：朝倉市三奈木2760-1 終点：朝倉市三奈木2778-2	①：776 ②：120	①：7.6～ 13.0 ②：10.8～ 15.2
30北整第15号の6	平成31年 2月28日	令和2年 11月31日 まで	起点：築上郡吉富町大字広津1205-5 終点：築上郡吉富町大字広津979-1	170	17.45
30北整第15号の7	平成31年 2月28日	令和3年 1月31日 まで	起点：京都郡菟田町大字新津1423-2 終点：京都郡菟田町大字新津1417-14	85.5	4.0
30那整第872号-9	平成31年 3月4日	令和元年 8月30日 まで	起点：筑紫野市杉塚一丁目1番1地先 終点：筑紫野市杉塚一丁目1番1地先	38.71	5.31～8.54

30福整第380号 -13	平成31年 3月19日	令和元年 5月31日 まで	起点：糟屋郡粕屋町原町 三丁目356-2の一部 終点：糟屋郡粕屋町原町 三丁目356-2の一部	22.322	5.003～ 5.295
30那整第872号 -10	平成31年 3月31日	平成31年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで	起点：筑紫野市大字筑紫 581-4 終点：筑紫野市大字筑紫 560-1	112.4	4.0

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
30飯整第47号	平成30年4月4日	飯塚市川島字宮ノ表602番1、603番1	61.50	6.00
30福整第395号	平成30年4月23日	糸島市前原駅南一丁目816-1	14.81	6.0
30久整第261号 -2	平成30年5月1日	三井郡大刀洗町大字鶯木字栗崎1424番71	82.41	5.00～6.00
30北整第9号 -1	平成30年5月1日	豊前市大字吉木287番3、287番2、288番2、水路の各一部、287番1	49.40	6.10
30久整第261号 -3	平成30年5月2日	筑後市大字野町字宮ノ東788番4、788番11、801番3、字上出口717番の一部	200.22	6.09～10.75
30那整第915号	平成30年5月9日	春日市平田台二丁目74番4	21.00	5.00～6.00
30飯整第47号 -2	平成30年5月9日	飯塚市平恒字上牟田961番1	42.48	6.00

30久整第261号 -4	平成30年5月9日	筑後市大字志字三ツ割409番4	78.79	6.04～6.05
30飯整第47号 -3	平成30年5月14日	宮若市金丸字越後493番地1、494番地1	77.92	6.00
30久整第261号 -5	平成30年5月15日	柳川市三橋町柳河字新開123番8	60.72	6.05
30北整第9号 -2	平成30年5月18日	行橋市大字下津熊字下柳936番3	80.07	6.01
30飯整第47号 -4	平成30年5月23日	飯塚市鯉田字黒岩509番2、509番3	41.00	6.00
30久整第261号 -6	平成30年5月23日	八女郡広川町大字久泉字鳥越720番13	33.66	6.00
30北整第9号 -3	平成30年5月30日	遠賀郡遠賀町浅木二丁目1219番1、2220番1の一部、2367番の一部	37.60	5.00
30飯整第47号 -5	平成30年6月4日	直方市大字感田385番3	34.54	4.5
30那整第1796号	平成30年6月6日	朝倉郡筑前町中牟田字大神1163-9、1163-12	40.47	6.00
30那整第915号 -2	平成30年6月13日	太宰府市通古賀五丁目1031番1の一部、1031番3	26.65	4.20
30飯整第47号 -6	平成30年6月14日	飯塚市大日寺字浪堂512番589、512番559、水路一部	17.93	6.0
30北整第9号 -4	平成30年6月21日	遠賀郡水巻町猪熊七丁目1035-1	45.35	5.00
30北整第9号 -5	平成30年6月22日	遠賀郡芦屋町大字山鹿字鯨瀬319番1	66.62	6.00
30那整第1796号 -2	平成30年6月25日	朝倉市堤字土取1014番10	56.02	6.00
30那整第1796号 -4	平成30年7月4日	朝倉市千代丸字山雀79-2	34.94	4.00
30那整第1796号 -5	平成30年7月4日	朝倉郡筑前町篠隈字大木410番9、東小田字入瀧1672番5、1672番6	59.76	6.00

30久整第261号 - 7	平成 30 年 7 月 5 日	筑後市大字下北島字南 北原 274 番 5	34.90	5.08 ~ 5.22
30北整第 9 号 - 6	平成 30 年 7 月 5 日	京都郡みやこ町勝山黒 田字柳田 745 番 4、746 番 3	30.95	6.01 ~ 6.01
30福整第395号 - 2	平成 30 年 7 月 10 日	糟屋郡須恵町大字植木 字大塚 249 - 1、249 - 4、252 - 2、252 - 8	57.68	6.00
30那整第1796 号 - 3	平成 30 年 7 月 12 日	朝倉郡筑前町中牟田字 楠木町 230 - 8、230 - 9、231 - 5	57.10	6.00
30久整第261号 - 8	平成 30 年 7 月 13 日	八女郡広川町大字新代 字樋掛 406 番 10、406 番 16、字久保田 410 番 1、 410 番 4、413 番 1、413 番 8	48.66	6.10 ~ 8.10
30北整第 9 号 - 8	平成 30 年 7 月 18 日	行橋市泉中央四丁目 773 番 6、774 番 2、774 番 5、 775 番 3、775 番 4、776 番 6、776 番 7	60.51	6.50
30久整第261号 - 9	平成 30 年 7 月 20 日	柳川市三橋町蒲船津字 売戸 35 番 5	97.53	6.00 ~ 6.04
30久整第261号 - 10	平成 30 年 7 月 25 日	三井郡大刀洗町大字山 隈字藤蔵堀 98 番 2、93 番 2 の一部	15.88	6.00
30北整第 9 号 - 7	平成 30 年 7 月 26 日	遠賀郡水巻町吉田西二 丁目 2460 番 1	37.6	4.00
30北整第 9 号 - 9	平成 30 年 7 月 31 日	行橋市上津熊 5 - 11、 56 - 6、47 - 6、水路 の一部	69.93	6.04
30福整第395号 - 3	平成 30 年 8 月 7 日	糸島市波多江駅南二丁 目 497 - 1、497 - 9	39.68	4.1 ~ 4.3
30北整第 9 号 - 10	平成 30 年 8 月 8 日	行橋市西泉二丁目 1788 番 7	32.48	6.00
30那整第915号 - 3	平成 30 年 8 月 22 日	太宰府市水城二丁目 456 - 1、456 - 18	42.9	4.00 ~ 4.15
30久整第261号 - 11	平成 30 年 8 月 23 日	小郡市稻吉字狐塚 1381 番 6	19.82	6.00

30久整第261号 - 13	平成 30 年 8 月 28 日	柳川市大和町豊原字観 音小路 643 番 4	56.10	6.00
30久整第261号 - 12	平成 30 年 8 月 29 日	八女市前古賀字野中 123 番 1	29.32	5.50 ~ 5.51
30飯整第47号 - 7	平成 30 年 8 月 30 日	直方市大字畑 292 番 13	28.87	6.0
30北整第 9 号 - 11	平成 30 年 8 月 31 日	築上郡築上町大字椎田 1251 番 1	63.13	6.05 ~ 6.11
30那整第915号 - 4	平成 30 年 9 月 6 日	春日市大谷四丁目 20 番 6	34.71	5.00
30久整第261号 - 14	平成 30 年 9 月 11 日	筑後市大字西牟田字小 次郎丸 3878 - 26、3878 - 27、3878 - 9	88.13	6.00
30那整第1796 号 - 6	平成 30 年 9 月 13 日	朝倉郡筑前町松延字三 国手 683 番 22	61.40	4.00 ~ 6.00
30久整第261号 - 15	平成 30 年 9 月 14 日	筑後市大字蔵数字長原 山 290 番 13、292 番 23	48.89	6.00 ~ 7.80
30久整第261号 - 17	平成 30 年 9 月 19 日	八女郡広川町大字日吉 字熊添 520 番 34	27.26	6.01
30久整第261号 - 18	平成 30 年 9 月 19 日	筑後市大字上北島字宮 ノ下 1004 番 1	43.22	4.10 ~ 6.10
30飯整第47号 - 8	平成 30 年 9 月 21 日	飯塚市横田字古賀浦 261 番 2	47.36	6.0
30那整第1796 号 - 7	平成 30 年 9 月 26 日	朝倉市堤字日焼 1630 番 2、1684 番 4	54.95	6.04
30北整第 9 号 - 12	平成 30 年 10 月 4 日	福津市宮司五丁目 2088 番 10、道の一部、水路 の一部	57.42	6.00
30久整第261号 - 16	平成 30 年 10 月 9 日	三井郡大刀洗町大字上 高橋字伝風 943 番 13	19.71	5.00
30北整第 9 号 - 14	平成 30 年 10 月 12 日	遠賀郡芦屋町正門町 2986 番 1、2986 番 3	52.52	5.0
30久整第261号 - 19	平成 30 年 10 月 16 日	筑後市大字長浜字上八 ノ久保 559 番 9、615 番 4、水路の一部	58.82	6.09 ~ 6.12

30北整第9号 -13	平成30年10月19日	遠賀郡芦屋町大字山鹿 字丸ノ内1501番9	48.71	4.0
30福整第395号 -4	平成30年10月30日	糟屋郡志免町志免二丁 目156-1、156-3、 156-4	29.92	5.00
30久整第261号 -20	平成30年10月30日	筑後市大字前津字北原 山926番4、926番12	73.11	6.03～6.05
30久整第261号 -21	平成30年11月14日	八女市井延字丁畑237番 4、238番4	60.98	6.10
30北整第9号 -15	平成30年11月19日	行橋市大字宝山字村ノ 上574番10	33.14	6.0
30北整第9号 -16	平成30年11月20日	遠賀郡水巻町頃末南三 丁目132番1	27.00	5.0
30久整第261号 -22	平成30年11月27日	柳川市三橋町藤吉字長 床18番1	50.97	6.00
30飯整第47号 -11	平成30年11月28日	宮若市福丸字宮ノ後334 -2	52.14	4.02～4.20
30飯整第47号 -10	平成30年11月30日	飯塚市秋松字名越935番 3	38.52	4.11
30久整第261号 -23	平成30年12月4日	八女郡広川町大字広川 字星ノ塚2398番4、 2398番4地先道の一部、 2401番1地先水路の一部	28.75	5.00
30久整第261号 -24	平成30年12月6日	筑後市大字下北島字別 当田124番1	34.73	4.00～5.00
30北整第9号 -19	平成30年12月7日	行橋市西宮市五丁目207 番1	90.83	6.0
30北整第9号 -17	平成30年12月10日	福津市宮司浜三丁目 2064番1	16.836	6.0
30飯整第47号 -9	平成30年12月10日	飯塚市安恒字前田380番 1、380番9、388番5	90.9	6.0
30久整第261号 -25	平成30年12月25日	八女市蒲原字中道端 1953番16	63.09	6.10
30北整第9号 -18	平成30年12月25日	行橋市行事四丁目233番 4、234番4、238番1 の一部	113.05	6.0～6.3

30福整第395号 -5	平成30年12月28日	糟屋郡須恵町大字上須 恵字高宮858-9	27.29	6.03
30北整第9号 -20	平成31年1月9日	遠賀郡水巻町吉田西二 丁目2419番1	52.86	6.00～10.00
30飯整第47号 -12	平成31年1月24日	飯塚市伊岐須字四反田 713番7、719番1、719 番7	69.48	6.00
30飯整第47号 -13	平成31年2月15日	飯塚市勢田字十郎987- 10、989-2、994-2、 1013-1、里道の一部	42.34	6.00～6.53
30那整第1796 号-8	平成31年2月18日	朝倉郡筑前町篠隈字藪 ノ内273番1、字大木 417番3の一部、里道の 一部、水路の一部	45.10	6.01～6.06
30北整第9号 -22	平成31年2月20日	行橋市西泉二丁目1809 -5、1809-7	32.59	5.10
30久整第261号 -26	平成31年2月21日	八女市吉田字柏町1958 番2、1960番4、八女 市吉田字屋敷坪386番6 の一部	69.17	6.20
30北整第9号 -21	平成31年3月1日	行橋市大字今井字文久 3406番2、3406番6	91.50	6.00
30飯整第47号 -14	平成31年3月1日	宮若市竹原字久保田16 番7	48.20	6.06
30久整第261号 -28	平成31年3月5日	筑後市大字津島字南美 田583番2、583番4、 603番4、585番の一部	31.95	5.20
30久整第261号 -29	平成31年3月18日	三井郡大刀洗町大字山 隈字赤土手1720番8、 1720番87	60.99	6.01
30福整第395号 -6	平成31年3月19日	糟屋郡宇美町原田二丁 目519-3、519-23、 519-24、519-26、 521-1	53.43	6.00
30久整第261号 -27	平成31年3月27日	三井郡大刀洗町甲条字 屋敷付二1111番9	77.37	6.00～6.03
30福整第395号 -7	平成31年3月28日	糟屋郡須恵町大字須恵 字松ヶ浦140-2、140 -2地先水路の一部	46.52	4.02～6.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
30福整第377号 - 1	平成30年4月19日	一部廃止	福岡県糟屋郡久山町大字久原字堀田1911-1の一部、1912-12、1941-2の一部、1941-7、1941-9、1941-10の一部	11.21
30久整第2630号	平成30年8月28日	全部廃止	柳川市大和町鷹ノ尾字畦無65-1の一部、65-3の一部、65-4の一部 (旧山門郡大和町大字鷹ノ尾字畦無633-1、633-2ノ2、634、635-3)	90.00
30福整第377号 - 2	平成30年9月20日	全部廃止	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字釜屋2734-6	19.30
30那整第795号 - 2	平成30年11月9日	全部廃止	春日市光町一丁目68番の一部、71番2の一部	31.27
30福整第377号 - 3	平成30年11月16日	全部廃止	福岡県糟屋郡粕屋町大字袖須字島廻り75-5	27.93
30久整第2630号 - 2	平成31年1月23日	一部廃止	筑後市大字西牟田字小次郎丸3878-26、3878-9	74.07

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

認定番号	認定年月日	公告対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
30那整第5312号	平成30年11月28日	大野城市下大利団地22番2、71番1の一部、71番17、71番18、71番19	那珂県土整備事務所
30那整第5312号 - 2	平成31年3月18日	春日市弥生六丁目1番地	那珂県土整備事務所
30飯整第4166号	平成31年3月18日	飯塚市大字花瀬字堤頭469-32他3筆、飯塚市伊川82-73他14筆	飯塚県土整備事務所

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定を取消したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

取消番号	取消年月日	取消しを行った認定番号及び認定年月日	取消しを行った区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
30北整第5039号	平成30年11月30日	第1号 昭和58年6月22日	中間市中鶴三丁目7628-3の一部、7628-203の一部、中間市浄花町7673、7726-1、8012-1の一部、7674の一部	北九州県土整備事務所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日

山田堰土地改良区

令和元年5月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S株式会社 インダストリー事業統括本部 産業事業本部 産業ビジネス第2事業部 九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,567,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社福岡銀行
 - (2) 住所
福岡市中央区天神二丁目13番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,402,412円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4

の4の規定により次のように公示する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社浮羽石油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
久留米市田主丸町長栖784-1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成31年4月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県財務会計システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社KCC
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

54,540,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
平成31年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成31年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社読売広告西部
 - (2) 住所
福岡市中央区赤坂一丁目16番5号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,839,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

平成31年2月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字陳屋敷1372番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市花見南一丁目3番4号
渡辺 郷

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原字文久2015番、2016番1から2016番4、2143番5、2143番113、2143番114、道、水路及び水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
愛知県豊田市本町中根98番地
司企業株式会社
代表取締役 庄司 只功

公告

前田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195

号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
清水 政幸	行橋市大字上稗田452番地2

公告

解散した清算法人大河内土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
村田 隆吉	豊前市大字大河内860番地
奥 正巳	豊前市大字大河内214番地
弓取 陽市	豊前市大字大河内51番地
松中 譲	豊前市大字大河内884番地1
竹内 義弘	豊前市大字大河内1198番地
大坪 保彦	豊前市大字大河内1251番地1
大野 弘	豊前市大字大河内1936番地1
木村 多聞	豊前市大字大河内1653番地1
田中 茂	豊前市大字天和436番地1

公告

解散した清算法人合河西部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
田 仲 武	豊前市大字天和151番地
田 中 数 義	豊前市大字天和219番地 1
山 田 剛 義	豊前市大字下河内474番地
吉 田 孝	豊前市大字下河内260番地
海 出 洋 一	豊前市大字下河内1066番地 1
枇杷田 耕 作	豊前市大字下河内1515番地
丸 岡 俊 英	豊前市大字下河内1493番地 1
永 末 見 二	豊前市大字下河内1605番地
藤 末 孝 義	豊前市大字下河内2561番地 2
初 山 吉 治	豊前市大字山内336番地 1

公告

令和元年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時00分～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時00分～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月20日（火）	その他	給油
		8月21日（水）	その他	石コン
		8月22日（木）	給油	その他
		8月23日（金）	石コン	給油
		8月26日（月）	給油	その他
		8月29日（木）	その他	給油
		8月30日（金）	給油	その他

北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	9月2日(月)	給油	石コン
		9月3日(火)	石コン	給油
		9月4日(水)	石コン	その他
		9月5日(木)	その他	石コン
		9月6日(金)	石コン	その他
		9月9日(月)	その他	石コン
		9月10日(火)	石コン	その他
久留米	久留米市宮ノ陣町八丁島2225 宮ノ陣クリーンセンター 環境交流プラザ大会議室	9月17日(火)	その他	給油
		9月19日(木)	給油	その他
		9月20日(金)	その他	給油
大牟田	大牟田市浄真町46 大牟田市消防本部 ※9月24日は午後のみ	9月24日(火)	X	給油
		9月25日(水)	その他	その他
		9月26日(木)	その他	その他
田川	田川市大字川宮1570 田川地区消防本部	10月2日(水)	給油	その他
		10月3日(木)	その他	給油
苅田	京都郡苅田町幸町6-91 パンジープラザ	10月29日(火)	給油	その他
		10月30日(水)	その他	給油
北九州②	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	令和2年 1月16日(木)	給油	その他

令和元年度受講対象の方は、8月20日～10月30日までの期間にできる限り受講して下さい。

6 受講手続

(1) 受講申請書類の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受講申請書記入要領

受講申請書裏面の記入要領をよく読み、記入漏れのないよう記入すること。

受講希望日は同一会場で第2希望（北九州会場の石コン・その他希望者は第3希望）まで必ず記入すること。

(4) 受付の期限等

受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、定員に達していない日程及び会場へ変更することがある。

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限（当日消印有効）に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間（消印有効）	郵送申込先
福岡会場	7月2日(火)～8月2日(金)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします。 (紛失等の事故防止のため)
北九州会場	6月25日(火)～8月9日(金)	
久留米会場	8月1日(木)～8月30日(金)	
大牟田会場	8月5日(月)～9月17日(火)	
田川会場	8月9日(金)～9月24日(火)	
苅田会場	9月2日(月)～9月30日(月)	
北九州②会場	11月29日(金)～12月13日(金)	

イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く。）

講習会場	受付日	受付会場	所在地
福岡会場	8月9日(金)	ふくおか石油会館2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
北九州会場	8月27日(火)	北九州市消防局2階特設会場	北九州市小倉北区大手町3-9
久留米会場	9月12日(木)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1

大牟田会場、田川会場、苅田会場及び北九州②会場は郵送による受付のみです

。

開催地受付当日に限り会場で領収証紙の販売を行います。

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として危険物取扱者免状に講習修了証明印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- (2) 受講手続、その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年6月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営三池干拓高田地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和元年6月7日から 令和元年7月5日まで	みやま市役所

監査委員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

福岡県監査委員 藤山 泰三
同 行正 晴實
同 岩崎 勇
福岡県監査委員職務執行者 江藤 秀之

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
米本 昌弘	福岡県福岡市東区千早六丁目2番21-806号
明石 康平	福岡県糟屋郡新宮町杜の宮一丁目10番17号
野瀬 泰裕	福岡県福岡市城南区七隈一丁目7番9号
森 志保里	福岡県福岡市東区和白丘二丁目11番42-101号
塩塚 正康	福岡県久留米市花畑一丁目20番1-501号
奥村 栄隆	熊本県熊本市中央区出水五丁目8番39号
渡邊 ひとみ	福岡県福岡市南区大橋団地2-704

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和元年6月7日から令和2年3月31日まで

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「ソーシャルメディアの活用状況等について」の行政監査結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月7日

福岡県監査委員 藤山 泰三
同 行正 晴實
同 岩崎 勇
福岡県監査委員職務執行者 江藤 秀之

福岡公委発641号
平成31年4月18日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正晴 殿
同 岩崎勇 殿
同 江藤秀之 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県警察本部 (交通企画課・広報課)	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない機関については、早急に明示された	当該アカウント内から直接運用ポリシーにリンクするURLを明示した。
	運用ポリシーを該当アカウント内に直接明示せず、ホームページに掲載されている「ソーシャルメディア一覧」のURLをリンク表示している機関があったが、この場合、閲覧者が複数の運用ポリシーの中から該当する運用ポリシーを探し出す必要があるため利便性が低下すること、また、操作を誤って他のアカウントの運用ポリシーを参照する懸念もあることから、明示方法について、改善されたい。	当該アカウント内から直接運用ポリシーにリンクするURLを明示した。
	当該アカウント内のホームページURLの記載は、公式アカウントであることを証明するための手段であることから、記載していない機関においては、速やかに記載されたい。	当該アカウント内に福岡県警察ホームページ内「福岡県警察ソーシャルメディア一覧」のURLを明示した。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第120号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和元年6月7日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽（けん）引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和元年7月16日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号	
令和元年7月17日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和元年7月22日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	糟屋郡新宮町美咲1丁目5番53号 レインボーモータースクール 福岡	普通 普通第二種 大型二輪 普通二輪
令和元年7月23日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	大 型 中 型 準 中 型 大 型 特 殊 牽 引 大 型 第 二 種 中 型 第 二 種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和元年7月5日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和元年7月4日（木曜日）ま

での消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892